



妊娠、育児と家事でお困りのときは、 子育て応援隊があ手伝いします！



妊娠中や産後に家族や親族からの協力がなく、育児と家事の両立にお困りのご家庭を対象に、育児や軽易な家事をお手伝いする『子育て応援隊』を派遣します。

☆対象

焼津市内在住で、妊娠中の方または3歳未満の子どもを育てている方

☆援助の内容

家事に関するごと（食事の準備や後片付け、衣類の洗濯や部屋の掃除など）

育児に関するごと（食事や沐浴の介助、遊びの提供など）

☆利用時間・利用料

平日の午前9時から午後5時まで（1回あたり2時間の利用が基本）

応援隊の派遣 1回2時間につき500円

※妊娠中または1歳未満の子どもを育てている方は無料



☆利用回数

◎妊娠中の方 40時間（多胎の場合は60時間）

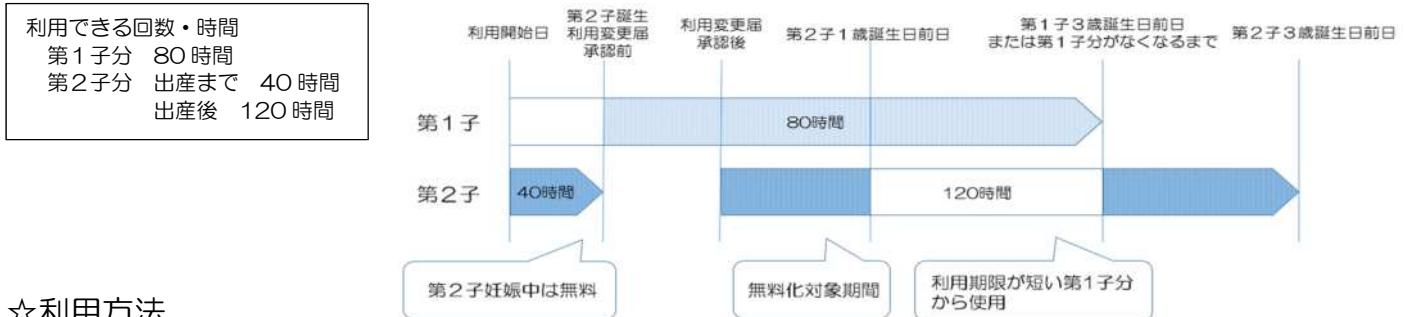
※利用期限は出産日まで

◎3歳未満の子どもを育てている方（申請時の子どもの年齢によって変わります）

6か月未満まで	120時間
6か月から1歳未満まで	100時間
1歳から1歳6か月未満まで	80時間
1歳6か月から2歳未満まで	60時間
2歳から2歳6か月未満まで	40時間
2歳6か月から3歳未満まで	20時間

※利用期限は3歳の誕生日前日まで

例 申請時に第1子：1歳5ヶ月、第2子：妊娠の場合（出産後6か月までに変更申請）



☆利用方法

市役所子育て支援課に申請書を提出してください。その後応援隊（焼津市シルバー人材センター）から訪問の日時の連絡をします。利用開始までの流れは裏面をご覧ください。

子育て応援隊派遣事業 利用開始までの流れ

1 利用申請

利用を始めたい日の2週間前までに、子育て支援課に利用申請書を提出してください。

【持ち物】

- ①印鑑（ご本人様がお越しの場合は無くても可）
- ②母子健康手帳または子どもの生年月日がわかるもの

☆申請書は郵送でも受け付けています

郵送する場合は、上記②の写し（妊娠中の方は出産予定日がわかるページ）を申請書に貼付してください。また、申請書は市HPからダウンロードできます。



2 通知の発送

申請書受付後、子育て支援課が「承認通知書」または、「不承認通知書」を発送します。



3 訪問、打ち合わせ

サポートに入る前に、シルバー人材センターの担当職員が利用者様のご自宅に訪問して、サポート内容について打ち合わせを行います。訪問日については、シルバー人材センターの職員よりご連絡いたしますので、希望の日時をお伝えください。



4 利用希望日の連絡

利用したい日が決まったら、シルバー人材センターに直接連絡してください。



5 応援隊の派遣

お手伝いするシルバー人材センターの会員が、ご自宅に訪問します。初回は顔合わせ、サポートの詳細確認を行います。その後、ご依頼内容に沿って、援助活動を行います。

変更届の提出

申請内容に変更がある場合は、子育て支援課に利用申請変更届を提出してください。

※妊娠中の方は、出産後必ず申請してください。

【申請書提出先および問合せ先】

〒425-8502
焼津市本町 2-16-32

焼津市役所子育て支援課子育て政策担当
TEL : 054-626-1137 FAX : 054-626-2187

【応援隊申込先】

〒421-0205
焼津市宗高 949-1
焼津市シルバー人材センター
TEL : 054-622-3510

ぜひ利用してね！

